

«議会説明資料»

子育て応援特別手当事業 概要

I 厚生労働省の決定事項

«趣旨»

多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に対し配慮する観点から、平成 20 年の緊急措置として、子育て応援特別手当を支給する。

1 基準日

平成 21 年 2 月 1 日

2 支給対象者及び支給対象となる子

基準日において、3 に定める「支給対象となる子」の属する世帯の世帯主であって、以下の①又は②の要件のいずれかに該当する者

- ① 住民基本台帳に記録されている者
- ② 外国人登録原票に登録されている者

(短期滞在の在留資格で在留する者を除く)

3 支給対象となる子

子育て応援特別手当の支給対象となる子は、以下のいずれかに掲げる者とする。

- ① 世帯に属する 3 歳以上 18 歳以下の子（平成 2 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日生まれの子）（以下「特別手当支給基礎児童」という。）が 2 人以上おり、かつ、特別手当支給基礎児童のうち第 2 子以降である就学前 3 学年の子（平成 14 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日生まれまでの子。以下同じ）であって、次の要件のいずれかに該当する者とする。

- ア 住民基本台帳に記録されている者
- イ 外国人登録原票に登録されている者

(短期滞在の在留資格で在留する者を除く)

- ② 世帯の属する就学前 3 学年の子（①に該当するものを除く。）が世帯主又は世帯主以外の者に扶養されている場合で、当該世帯主又は世帯主以外の者に扶養されている者のうち特別手当支給算定基礎児童が 2 人以上おり、かつ、当該就学前 3 学年の子が第 2 子以降の子であるときの当該就学前 3 学年の子であって、①のア又はイに該当する者

(参考)

2月1日に和歌山市に転入 ⇒ 和歌山市が支給

2月1日に和歌山市から転出 ⇒ 和歌山市は支給しない (転出先の市が支給)

4 支給額

・支給対象となる子1人につき36,000円

II 和歌山市の基本データ

1 住民基本台帳

(1) 住基登録者 381,937人 (平成21年1月30日現在)

(2) 世帯数 164,076世帯 (平成21年1月30日現在)

2 外国人登録原票

(1) 外国人登録 3,389人 (平成21年1月30日現在)

(2) 世帯数 2,595世帯

3 子育て応援特別手当該当者見込

(1) 支給対象見込児童数 約6,150人 (国の算定基準による)

(2) 見込世帯数 約4,600世帯

4 支給見込み額 約2億3千万円 (事務費含む)